議会だより

―一般会計決算認定など　可決・認定等―

平成26年第3回定例議会は、9月3日招集され、10日までの会期で開催されました。

本定例会では、5名の議員が町政について一般質問をされました。

なお、可決・認定等された案件の大要は次のとおりです。

条例案件

◆吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて（可決）

◆吉野町学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて（可決）

◆吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて（可決）

子ども・子育て支援法及び関係法律の改正により、3つの条例が制定されました。

◆吉野町防災会議条例の一部を改正することについて（可決）

奈良県広域消防組合の発足により各消防本部の名称が変更されたことに伴い、防災会議委員の名称変更が必要となり、条例の一部が改められました。

◆吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正することについて（可決）

母子及び寡婦福祉法が改正され条文の変更が必要なため、条例の一部が改められました。

◆吉野町簡易水道事業給水条例の一部を改正することについて（可決）

国栖簡易水道の水道料金を改定するため、条例の一部が改められました。

予算案件

◆平成二十六年度吉野町一般会計補正予算（案）第二号について（可決）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億3、478万7千円を追加し、総額54億7、989万千円となりました。

主なものは、基金積立金の増額、シルバー人材センター関係事業、障害者総合支援事業、精神障害者医療扶助事業、予防接種事業、し尿処理施設整備事業負担金、環境まちづくり推進事業調査委託料、美しい森林づくり基盤整備事業工事費、町道維持補修工事費、地区計画策定委託料、現年単独災害復旧事業、現年単独農林水産施設災害復旧事業にかかる増額補正です。

◆平成二十六年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第一号について（可決）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1、233万円を追加し、総額15億3、686万5千円となりました。

主なものは、国庫補助金の確定による返還金等の増額です。

◆平成二十六年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第二号について（可決）

既定の保険事業勘定予算総額に、歳入歳出それぞれ281万6千円を追加し、総額11億9、903万2千円となりました。

主なものは、財政調整基金積立金の増額、国庫支出金の確定による返還金の増額補正です。

決算案件

◆平成二十五年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定）

◆平成二十五年度吉野町土地開発基金会計歳入歳出決算の認定について（認定）

以上8件の認定、6～7頁別表のとおり。

その他の案件

◆平成二十五年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について（受理）

町財政の健全化判断比率等について、書類が適正に作成されており、比率は基準と比較すると概ね適正であるとの監査委員の審査意見書が添付され報告されました。7頁のとおり。

◆その他

議員派遣についてなど、各委員会の所管事項に関する閉会中の継続審査について議決されました。

委員選任同意

◆吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）

本年9月30日をもって、町教育委員会委員　熊谷　貞雄氏（柳）の任期が満了するため、阪口　榮治氏（山口）を任命することについて、議会の同意を得たものです。

意見書

◆ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について（可決）

提出議員　山本隆敏　議員
賛成議員　小泉　梓　議員

◆シルバー人材センター補助制度の拡充を求める意見書の提出について（可決）

提出議員　小泉　梓　議員
賛成議員　山本隆敏　議員

◆「手話言語法」制定を求める意見書の提出について（可決）

提出議員　薮坂眞佐　議員
賛成議員　辻本　茂　議員

要望等

◆吉野山自治会長　古澤　登氏からの「吉野山地内電線地中化等に関する陳情」（継続審査）

一般質問

次のとおり一般質問が行われました。

◆山本 隆敏 議員から
・2040年問題について

◆辻本　茂 議員から
・防災拠点の準備について
・地域づくりセンター創設について

◆薮坂 眞佐 議員から
・大規模自然災害や想定外の災害から町民を守るために

◆大村　陽 議員から
・西谷地内公有地について
・吉野山の観光について

◆野木 康司 議員から
・吉野三町都市計画の見直しについて

それぞれ質問が行われ、町長及び関係参事等が答弁を行いました。

連載　みんなでつくる　まちの基本ルール（第10回）

吉野町まちづくり基本条例策定審議会でまとめられた基本条例素案についてパブリックコメント（8月8日～9月8日実施）で寄せられた町民の皆さんからのご質問・意見・提案（以下「ご意見等」と呼びます）と第11回審議会（10月1日開催）の審議を経て吉野町が作成したご意見等に関する考え方（回答要旨）について、その一部をご紹介します。

なお、「**吉野町まちづくり基本条例素案に対するご質問・ご意見・ご提案についての回答**」の全文は、吉野町公式ホームページに掲載しています（役場本庁2階総務課窓口他下記の場所でも閲覧できます）。

意見（主旨）	考え方（回答要旨）
この条例はまちづくりの基本ルールですから、子どもからお年寄りまで理解できるようにする必要があると思います。	ご指摘の通り、本条例は、町民の皆様に理解され、活用されることが大切です。素案作成過程でも、特に、町民のまちづくり活動を含めて吉野町の自治の活動の全体像を「見える」ようにすることを目指しました。また、条文を「ですます調」としたのも、分かりやすく、親しみを持ってもらうためです。制定後も、この条例やまちづくりについて学ぶ機会を積極的に設けていきたいと考えております。
新たに、わざわざまちづくり基本条例をつくらなければならない理由はどこにあるのでしょうか。吉野町では、長年続いてきたなじみ深い団体自治と住民自治の仕組みがありますが、これらに欠陥があるのでしょうか。	そもそも吉野町には、町政運営の基本ルールがなく、今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、どのようにまちづくりを行っていくかを考えた際に、吉野町の基本理念や原則、町民・議会・行政の役割分担、行政運営のルール等を明示したまちづくり基本条例が必要だと判断しました。従来の団体自治の仕組みを、地方分権の深化に伴って見直し、効果的な行政運営をはかるための条例とも言えます。また、住民自治の仕組みも、既に多くの地域で役員の高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、柔軟に見直していく必要があります。将来の町の姿を見据え、多様な主体の連携・協働を促して諸課題を乗り切るためにも、本条例は必要です。
まちづくり基本条例（自治基本条例）がなくても、住民参加型の地域活性化は可能なのではないでしょうか。既存の仕組みの中で出来ないでしょうか。	吉野町では従来から、町民参加型の地域活性化活動が行われ、一定の効果をあげてきました。本条例は、情報共有や参画と協働について規定することで、従来の担い手の皆さんが動きやすくなると同時に、新たな担い手や連携が生まれることを期待しています。
説明会で説明を聞いて、30年後に吉野町が消滅する可能性があることを実感しました。これに対して何よりも必要なのは、人口増加や定住性を高めるまちづくりです。このためには、少子化対策、就労支援、永住支援、教育の充実、産業の創生等の施策が必要です。危機感を持たないと町の衰退は食い止められないのではないでしょうか。その意味で、30歳代、40歳代を中心とする今後責任を持つべき人達がまちづくりに参加してほしいと思います。こういう現実を受け止め、条例を作ってください。	人口減少や少子高齢化は、吉野町の最も大きな課題です。働く場として企業誘致も進めており、立地企業に対しては税の減免制度を設けています。吉野の自然等の環境を活かした企業、たとえば自然エネルギー関連企業などの立地可能性を検討しています。働く場づくりは、町民・事業者・行政等が連携・協働しないと前に進みません。本条例は、多様な主体の協働についてのルールも盛り込まれているので、協働を進めることによって、課題解決に取り組むことも考えています。

◆意見等「吉野町まちづくり基本条例素案に対するご質問・ご意見・ご提案についての回答」全文は、次の場所で閲覧できます。

役場本庁1階ロビー、吉野病院ロビー、国栖の里総合センター、中竜門地域振興センター、吉野町中央公民館、吉野運動公園、吉野見附三茶屋エコ・え～ね館

◇お問い合わせ　吉野町役場総務課　TEL（32）3081